

JISART は本日の理事会におきまして、かねてより検討しておりました友人と姉妹からの卵子提供による2例の体外受精につきまして、速やかな実施を容認することと決めました。

本件につきましてはJISART倫理委員会の結論より1年以上過ぎております。実施を待っている患者さんおよび善意ある提供者をこれ以上待たせるわけにはいかないと判断しました。

このような結論に至った背景を理解していただくために、これまでの経緯を改めて説明させていただきます。

昨年6月、日本産科婦人科学会、厚生労働省母子保健課、日本学術会議「生殖補助医療の在り方検討委員会」に対し提出しました。その結果、お願いしていた6ヶ月の期限内に日本産科婦人科学会より正式な回答を頂きました。内容は非配偶者間体外受精を実施するには制度の整備が国の機関においてなされるべきであり、現時点では(平成19年11月)日本学術会議「生殖補助医療の在り方検討委員会」で検討されるべき内容であると考え、学会は同会議の結論を待つべきとの結論を得たとのことでした。そして学会としては平成13年1月厚労省母子保健課長より日本産科婦人科学会に対して、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のうち、AID以外は同報告書における結論を実施するために必要な制度の整備がなされるまで実施されるべきでなく、この旨会員に周知願いたい」との依頼文書を重く受け取るとありました。

厚生労働省母子保健課からは非公式に電話にて担当者より、JISART申請について厚労省は許可をだすという立場に無く、学術会議の結果や、世論の動向を見ている状況であるとのことでした。

以上の経過から学術会議からは回答はありませんでしたが、JISARTの決定は、学術会議の任期予定最終日1月31日まで待つことになりました。しかし学術会議の任期が2ヶ月間延長されることになり、JISART申請書についての実質的な審議はされていないので、予定最終日に行われた学術会議主催による「生殖補助医療のいま～社会的合意を求めて」と題したシンポジウムに参加して、延長された2ヶ月の間に、審議していただきたいとの要請を委員長宛に提出しましたが回答はありませんでした。

今回、予定最終会議においても審議されなかったということは、学術会議は非配偶者間体外受精に関しては法制化の意思がないと考えられ、その結果を尊重するとした学会、厚労省も同様であると考えざるを得ません。今後法整備について何時話し合われるかは見当が付きません。

このような現状から、今回のような結論に至った次第です。

今後の非配偶者間体外受精の実施については、JISART 独自のガイドラインの下で、認定審査を受けた実施可能な施設で実施されることになります。JISART は今後も厚労省に対して、匿名の提供者がいない場合、姉妹・親戚・友人からの提供を認める非配偶者間体外受精実施に向けた法整備の実現を強く要望します。